

## **令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れにより 被害を受けられたみなさまにお見舞いを申し上げます**

このたびの令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れにより被害を受けられましたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、次の連絡先におきまして、ご契約者のみなさまからの被害のご連絡やご相談を承っておりますので、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

### ■ ご契約に関するご相談等

#### ・ お客さま相談室

フリーダイヤル 0120-255-400 (平日9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

※携帯電話からもご利用いただけます

### ■ 事故のご連絡

#### ・ 傷害保険

フリーダイヤル 0120-559-336 (平日9:00~17:00)

※携帯電話からもご利用いただけます

#### ・ 所得補償保険

フリーダイヤル 0120-113-136 (平日9:00~17:00)

※携帯電話からもご利用いただけます

#### ・ 医療保険

フリーダイヤル 0120-733-367 (平日9:00~17:00)

※携帯電話からもご利用いただけます

#### ・ 火災保険、新種保険

フリーダイヤル 0120-550-346 (平日9:00~17:00)

※携帯電話からもご利用いただけます

#### ・ 一時払退職者傷害保険

フリーダイヤル 0120-400-811 (平日9:00~17:00)

※携帯電話からもご利用いただけます

※なお、夜間・休日の受付につきましては、フリーダイヤル0120-550-346にて承っております

また、このたびの令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れにかかる災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者のみなさまを対象に、「契約継続の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける等の特別措置（※）を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、担当者、または当社連絡先にお問合わせください。

（※）災害救助法適用日から6ヵ月後の月末までを限度として猶予させていただくものです。

＜令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れにかかる災害救助法が適用された地域につきましては、

内閣府HP（災害救助法の適用状況）をご参照ください＞

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)